

議第 78 号

下呂市の執務時間を定める条例を廃止する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

質の高い住民サービス、市役所における業務効率化及び職員の働き方改革を推進するため、開庁時間の短縮を導入することに伴い、執務時間等を柔軟な対応が可能な「規則」により規定するため、当該条例を廃止するもの。

下呂市の執務時間を定める条例を廃止する条例

下呂市の執務時間を定める条例（平成16年下呂市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市の執務時間を定める条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

質の高い住民サービス、市役所における業務効率化及び職員の働き方改革を推進するため、開庁時間の短縮を導入することに伴い、執務時間等を柔軟な対応が可能な「規則」により規定するため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市の執務時間を定める条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和8年12月1日から施行します。

(附則関係)